

令和6年度第4回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和6年7月25日(木) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 令和6年7月25日(木) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	○	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	×	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

主 事 高味 俊夫

主 事 國分 健太郎

主 事 宮下 彩乃

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件について

議案第7号 農地法第3条の規定に係る許可申請 …………… 1 件

議案第8号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 1 件

(2) 報告案件について

報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 1 件

報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 5 件

2 その他

農地パトロールについて

会

長 皆さん、こんにちは。

では、只今から、令和6年度第4回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は14名で定足数に達していることをご報告いたします。また、渡邊推進委員より事前に欠席の連絡があり、農地利用最適化推進委員は2名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番 三宅 正恭（みやけ まさやす）委員と7番 石塚 晴郎（いしづか はるお）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第7号】 農地法第3条の規定による許可申請1件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

議案書1ページ、番号R6-2をご覧ください。

申請地は、____番地及び____番地、登記現況共に畑、2筆合計で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

高齢のため引き続いての耕作が難しい____さんから、あとつぎである長男の____さんへの所有権移転の申請です。

譲受人は、トラクター1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しております。従事日数は300日、経営面積は____㎡、申請地への通作距離は約0.3km、通作時間は徒歩で3分です。

____さんは農地を所有するのは初めてですが、すでに____さんと一緒に年100日農業に従事しており、後継ぎとして農家台帳にて把握しているためヒアリングを行っていません。

以上のことを踏まえて、農地法第3条許可申請の基本要件である3項目、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件のいずれも満たしていると判断されます。

以上で説明を終わります。

会

長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は三宅委員になります。

三宅委員 問題ありません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「許可する」といいたします。

続きまして、【議案第8号】農地法第5条の規定に係る許可申請1件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書2ページ、番号6-7をご覧ください。

申請地は、____番地、____番地、登記・現況共に畑で面積は____㎡です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

申請者は、結婚し、____市のアパートで生活しています。今後、家族が増えることを考え、住宅建築の考えに至りました。本家で両親との同居も考えましたが、祖父母や兄世帯も同居しており、生活スペースを確保することができず、断念しました。

また、祖父が所有する農地は引き続き祖父母や両親が耕作を続け、その他の宅地や雑種地も事業者に貸しているため、建築可能な土地はありません。

その後、土地を探しましたが、適用な物件はなく途方に暮れていたところ、知り合いの宅建業者から申請地に建設してはどうかと紹介を受け、申請に至りました。

申請地は、立地基準のエー（ア）－b－（a）住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域にある農地に該当し、第3種農地と判断でき、許可できる案件となります。

また一般基準については特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は小島委員になります。

小島委員 問題ありません。

会長 何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第7号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件及び【報告第8号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出5件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、議案書3ページ報告第7号農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件を説明します。

申請番号 R6-8、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 北側の道路が2メートルしかなく、道路を広げようとする宅地がなくなってしまうため、つけかえをおこなうための案件です。問題ありません。

事務局 では、4ページをご覧ください。報告第8号農地法第5条第1項第6号の規定による届出5件について説明します。

申請番号 R6-26、____番地、登記田現況畑で、面積が____㎡です。

こちら、横井委員の案件となります。

横井委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-27、____番地及び____番地、____番地が登記現況共に畑、____番地が登記田現況畑で、2筆合計で面積が____㎡です。清洲駅前土地区画整理事業地内の案件です。

こちら、三宅委員の案件となります。

三宅委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-28、____番地及び____番地、2筆とも登記現況共に畑で、面積が合計で____㎡です。

こちら、鈴木正委員の案件となります。

鈴木正委員 問題ありません。

事務局 申請番号 R6-29、____番地、登記現況共に畑で、面積が____㎡です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員 問題ありません。

事務局 5 ページをご覧ください。申請番号 R6-30、____番地及び____番地、2 筆とも登記現況共に田で、面積が合計で____m²です。再転用の案件です。
こちら、伊藤委員の案件となります。

伊藤委員 問題ありません。

事務局 以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。以上のことについて、質問はありますか。

伊藤委員 5 条の届出について、転用面積が 500 m²以上だと、貯水槽の設置や開発に伴う許可が必要だと思うのですが、事務局から関連する機関へ情報提供をされますか。

事務局 情報提供はしていません。市街化区域に関しては、共有をしておらず、届出の場合は個別で動いています。市街化調整区域では、開発の許可の申請と農地転用の申請は同一のタイミングで行うことが、愛知県での運用となっていますので、許可の場合は情報共有をして進めています。

会長 その他に何かありますか。それでは、その他に移ります。農地パトロールについて事務局から説明をお願いします。

事務局 まず、日程調整表を提出していただきありがとうございます。事務局で調整させていただき、日付を連絡させていただきます。8 月下旬頃からそれぞれ半日ほどかけてまわる予定です。

農地パトロールにともなって、去年農業委員の改選もありましたので、改めてどんな方針かを確認させていただきたいと思います。机上配付した資料をご覧ください。

1. 年間スケジュールについてですが、こちらは農地パトロールすることに対してどのようなスケジュールで動いていくのかの一例です。まず、事務局と委員で農地パトロールを行い、調査結果を集計します。そして荒れている農地の地権者宛てに今後農地をどのようにしていくのか利用意向調査を事務局から発送します。その後、どのような回答があったかによってフローが分かれていきます。

誰かに貸したい、今後しっかり農地として管理する、これから農地転用する予定など回答があった農地は、半年後に現地確認をして大丈夫か確認をします。

意思表示がない、やるつもりがない場合は、同じく半年後現地確認をします。どうしても管理できない場合は、農地中間管理機構と協議をし、活用するようにしてくださいという勧告を農業委員会からする必要があります。今までの運用ではできていなかったもので、今年度以降はしっかりと

やっ払いこうと考えています。

続きまして、2. 耕作放棄地の分類についてですが、清須市の遊休農地として想定しているのは、3 種類です。1 号遊休農地(緑区分)は荒廃度が低度の遊休農地です。草木が生えているが、草刈りすれば耕作できそうな農地を想定しています。次に 1 号遊休農地(黄区分)は、荒廃度が中度の遊休農地です。草木の背が高く重機を使用しないと耕作できる状態にならない農地を想定しています。最後に再生利用が不可能な農地は、荒廃度が重度の遊休農地です。木が生い茂っており、どうしようもない農地を想定しています。

3. 利用意向調査については、さきほど 1. 年間スケジュールで話したとおりになります。事務局から地権者に対して、今後の利用意向を郵送にて確認します。その回答によって、その後の対応が変わっていきます。

4. 非農地判断についてですが、農地パトロールにより、「再生利用が困難な農地」と判断した農地については、調査後直ちに農地に該当するか否かの判断を行い、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、当該対象地について、直ちに農地台帳の整理等を行うこととなっています。清須市においては、去年の農地パトロールでも該当しそうな農地が数筆ありましたが、非農地判断の実績はありません。普段から農地の適正管理を委員の皆さんからも促していただけるとありがたいです。

最後に 5. 農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにお願いしたいことについてですが、農地パトロールは、前年の実績をもとに今年も大丈夫かどうかを主に行います。最近是非常に暑く、草刈りの管理などが難しく遊休農地が増えている感じがしています。普段のパトロールの際に、気になる農地は記録していただき、農地パトロール当日に職員へ声掛けいただけるとありがたいです。また活動記録にも入れていただければと思います。

続きまして、遊休農地になりそうな土地についてですが、管内の遊休農地は増えています。委員の皆さんの中にも相談が来ている方もいると思います。その際話していただきたいことがあります。一つ目草刈りについては、定期的に行うようお願いをしてください。定期的な草刈りが難しい場合は、防草シートを敷いていただき、雑草が生えないようにしていただくようお願いします。雑草が生えると苦情に繋がったり、周りの圃場に種が飛散し草生えが拡大してしまいます。できるだけ管理をしてくださいとお伝えいただきたいです。

二つ目中間管理事業の活用について、市街化調整区域内の農地のみが対

象ですが、事業を活用していただき、耕作を続ける状態で農地を管理していただけるとありがたいです。こういった事業もあると伝えていただき、詳しいことは事務局へ案内していただければと思います。

三つ目ペナルティについて、毎年農地パトロールの結果を固定資産税係と共有をしています。あまりにも管理がひどい場合、税金面も関わってくる場合があります。地権者の方にはあまりにも管理ができていない場合は、税金が変わる可能性があることもあるため、適切に管理をしていただくようお願いしたいです。

四つ目畑転や農地転用の相談について、相談があった場合は、事務局へ案内していただければと思います。そのままにして遊休農地となるよりも、適正に管理できるようであれば良いと思っていますので、よろしくお願いします。

事務局からは以上です。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

木 村 委 員 地権者が同じ地区に住んでいない場合は、どのように案内するのか。

事 務 局 事務局から管理してくださいという手紙を送付します。把握している場所があれば、事務局へ連絡してください。現地確認を行い、手紙を送付します。

木 村 委 員 地権者から反応がない場合はどうなりますか。

事 務 局 反応がない場合、まず草生え等の剪定のお願いの手紙を送り、一ヶ月以上たった後に何も変わらなければ再度手紙を送ります。ただ、こちらは拘束力がないです。そのため、そのままになると先ほど話した課税の変更や農地中間管理事業を使ってくださいという協議の勧告をするという流れになります。それでもどうしてもない場合は非農地判断で農地から除外することになります。

木 村 委 員 同じ地区に住んでいれば、ある程度気づいて刈るが、住んでいない人はそのままにされてしまいます。

事 務 局 根気よくお願いするしかない状況ですが、最近あった話ですと、地権者が別地域に住んでいる遊休農地の近くに農地を持っている方が一体的に営農していいならしたいという話がありました。その話を事務局が受けた時、草生えの手紙のところに、まわりで使いたいという方いますので、興味があったら連絡をくださいというメモを添えて送付しました。その後、少し話が進みましたので、清須市はやり手が少ないため、難しいところも

ありますが、荒れている農地をついでにやってもいい、農地を広げたいということがあれば、事務局へ案内していただければと思います。

横 井 委 員 昔あった阿原の方での遊休農地もきれいになるのにすごく時間がかかりました。他地域の地権者の場合、相続が絡んでいたりして、すぐに解消とはならないです。手紙を送ったとしても無視しているでしょう。

後 藤 委 員 強制執行みたいなものはありますか。

事 務 局 ないです。

鈴木推進委員 税務面ではどうですか。雑種地扱いにするなどは。

事 務 局 方法としてはありますが、絶対できる体制にはなっていません。判断基準など固定資産税係と話していく必要があると思っています。

岩 田 委 員 実績はありますか。

事 務 局 ここ数年で知る限りはないです。

岩 田 委 員 実績がないと、地権者もペナルティは言葉だけと思ってしまいます。手紙などの文字だけではなく、実績を作っていく必要があると思います。事務局として具体的に考えていただきたいです。

事 務 局 おっしゃり通りだと思います。ただ、ハードルが高いのも事実です。防草シートの話もですが、どんな状態を農地とするのかというすりあわせもまだまだ不十分だと思っています。そういったことも含めて協議した上で最終的にどうするか市全体として決める必要があると思います。時間はかかると思いますが、やらなければいけないことだとは思っています。

鈴木推進委員 防草シートは 2, 3 年で破れたり、台風などで飛んでいってしまいます。

後 藤 委 員 それもありますが、お金がかかります。やってほしいと言っても、お金がないからそのままにする方もいます。

事 務 局 他自治体では、補助金を出しているところがあると聞いたことがありますが、清須市ではなかなか難しいです。

会 長 何かやろうと思うと条例を作るしかないですね。

横 井 委 員 いままでは、一体となって農業をやっていたため、周りの目もあり、ちゃんと管理していましたが、地主が他地域へ行ってしまうと、通知を送付しても無視されます。何かしら条例を作る必要があると思います。

後 藤 委 員 強制的に草刈りを行えるようにする必要があると思います。

岩 田 委 員 このままの状態ですつとってしまうはだめだと思います。

事 務 局 お願いを出すことをやめずに続けていくことは、現状できる手段です。

通知を出すことは続けていく中で、他にできることを考える必要があると思います。それを前提にして、委員からの声かけは引き続き行っていただければと思います。今後どうするべきかということにつきましては、考えていきますので、よろしくお願いします。

会 長 この案件は以上とさせていただきます。

その他事務局からありますでしょうか。

事 務 局 机上配付した違反転用の資料をご覧ください。何回か会議で話が出ていましたので簡単ではありますが、まとめさせていただきました。まず、違反転用の把握方法ですが、地元からの通報、農業委員・農地利用最適化推進委員からの通報及び固定資産税係と情報共有させていただき、農地を農地以外として使用していること確認した上で、違反転用か判断していきます。

次に違反転用の種類についてですが、大きく 3 種類あります。一つ目は無断転用です。許可を受けずに農地を農地以外にした場合は、無断転用となり、違反転用のひとつです。二つ目が許可条件違反です。農地転用の許可を受けているが、その許可条件に違反した場合は、許可条件違反の違反転用となります。具体的には、資材置場として農地転用の許可を受けたが、実際は駐車場や倉庫建築を行ったりすることです。三つ目が不正手段による許可です。偽りその他不正の手段により、許可を受けた場合は、不正手段による許可の違反転用になります。

このような違反転用があった場合の大まかな流れについてですが、まず事務局で該当地を把握し、現地確認を行います。現地確認の際に地権者や工事業者などに聞き取りをします。次に事務局から違反転用の是正を求め、農地転用を行ってもらうかなどを地権者等と相談しながら、決めていきます。そして、違反転用に対してどのような対応をしたのか愛知県尾張農林水産事務所へ情報提供し、解決しない場合は尾張農林水産事務所と一緒に動いて是正していきます。

今後普段のパトロールの中で、農地だった場所が、知らないうちに転用されていた場合は違反転用の可能性がありますので、事務局まで連絡をお願いします。事務局で調査した上でその後の対応を決めますので、よろしくお願いします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回開催について確認します。

令和 6 年 8 月 23 日、金曜日、午後 2 時から、場所は清須市役所南館 3

階第 1 会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いします。

以上で令和 6 年度第 4 回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後 2 時 5 0 分—

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています。